

茨城県協働推進マニュアル改定検討会 設置要項

(名称)

第1条 本会は、「茨城県協働推進マニュアル改定検討会」と称する。

(目的)

第2条 地域の課題を解決するために行政と市民団体が連携して取り組む協働が、より円滑に進むように平成20年3月に発行した茨城県『NPOと行政との事業実践マニュアル』の改定案を作成することを本検討会の目的とする。

(活動内容)

第3条 前条の目的を達成するため、本検討会は平成24年度茨城県新しい公共支援事業に伴う活動基盤整備事業委託業務（協働推進環境整備事業）の一環として、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 以下を検討の上、『NPOと行政との事業実践マニュアル』を改定すること
 - 現在の協働マニュアルの内容と活用状況
 - 協働契約の現状確認と改善のポイント
 - 他地域での協働に関する契約や制度、事業評価
 - 協働提案制度の成果と課題
 - マニュアルの普及や活用方法
- (2) その他、目的を達成するために必要な事業に関する事

(開催期間)

第4条 平成24年12月から平成25年3月の間、計5回開催する。

(構成)

第5条 検討会は、有識者、茨城県、市町村、NPO等、中間支援組織などの委員によって構成する。

2 検討会には委員長をおき、委員長は検討結果の取りまとめを行う。

3 委員長は委員の互選により定める。

3 委員長が必要と認める場合、講師を招聘する。

(事務局)

第6条 検討会の事務局を特定非営利活動法人 茨城NPOセンター・commonsに置く。

(その他)

第7条 この要項に定めるほか、検討会の運営について必要な事項は委員長が別に定める。